

## 【重要事項等説明書】

この書面は、ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

### この保険のあらまし(契約概要のご説明)

1.⑤・⑨、2.保険金をお支払いできない主な場合は「注意喚起情報のご説明」を兼ねています。

#### 1. 商品の仕組みおよび引受条件

- ①この保険は、都・道・府・全国・県民共済の元受団体である全国生活協同組合連合会を保険契約者とする団体契約です。
- ②この商品は、賠償責任保険普通保険約款に個人特約等をセットしたものです。
- ③引受幹事保険会社を損害保険ジャパン株式会社とし、複数の保険会社が引き受けを行う共同保険契約で、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。詳細はご加入後にお届けする加入者証をご確認ください。
- ④加入対象者：都・道・府・全国・県民共済の生命共済、傷害保障型共済もしくは新型火災共済にご加入の方にかぎりです。
- ⑤保険期間は2024年4月1日から1年間です。補償開始日については、申込日(郵送の場合は消印日。以下同じ)が4月1日以降の場合、補償開始日は申込日の翌々月1日となります。補償終了日は翌3月31日午後12時となり、以降は特段の申し出がないかぎり1年毎の自動更新となります。ただし、生命共済、傷害保障型共済もしくは新型火災共済のいずれも更新されない場合を除きます。なお、こども型満了に伴い総合保障型等へ継続した場合、本契約の記名被保険者はお子様本人に変更となり、補償の範囲が変更となることがあります。また、こども型の共済契約者を変更した場合、本契約の記名被保険者もあわせて変更となり、補償の範囲が変更となることがあります。
- ⑥保険金額・保険料・保険料払込方法：保険金額は3億円限度です。保険料は、年払いで1回あたり1,680円です。4月1日以降の申込日の場合、保険料は異なります。なお、保険料振替日は申込日の翌月15日(一部の金融機関においては28日。以下同じ)、更新の場合は毎年3月15日となります。保険料は、共済掛金と合わせてご指定口座から振替となります。振替ができなかった場合は共済掛金と同様に再振替となります。  
※金融機関が休業日のときは翌営業日となります。共済掛金または保険料が3か月連続で振替ができなかった場合は、ご加入は失効する場合があります。保険料には団体割引30%が適用されています。次年度以降、保険料および割引率に変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- ⑦お手続き方法：加入依頼書にご記入のうえ郵送またはWEBサイトでお申し込みください。
- ⑧満期返れい金・契約者配当金：この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ⑨中途脱退時返れい金：この保険を脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。取扱代理店に対して脱退(解約)の申し出があった日の当月末日が脱退(解約)日となります。ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(脱退(解約)日の翌日から補償終了日までの月割の期間)の保険料を返れいします。

#### 2. 補償内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

この保険は、被保険者が、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- (注1)法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。
- (注2)お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。
- (注3)保険期間の開始時より前に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、初年度保険料をいただいた日の翌日から補償開始日の前日までの間に保険金の支払事由の直接の原因が発生した場合は、保険金のお支払いの対象となります。

#### <保険金をお支払いする主な場合>

日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金はお人賠償責任の保険金額を限度とします。

- なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。
- ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合
  - ②被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例：自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合
  - ③日本国内で受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合
  - ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合

#### 【損害賠償金】

相手の方に支払うべき損害賠償金(ただし、1回の事故につき加入依頼書等記載の保険金額を限度とします。免責金額(※4)はありません。)

#### 【訴訟費用】

訴訟、仲裁、和解、調停に要した費用(弁護士報酬を含みます。)(ただし、1回の事故につき損害賠償金が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金に対する割合でお支払いします。)

#### 【その他の費用】

応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用 など

(※1)この特約における被保険者は、次のアからカまでのいずれかに該当する方となります。

ア.記名被保険者(加入依頼書等記載の本人をいいます。)

イ.記名被保険者の配偶者

ウ.記名被保険者またはその配偶者の同居の親族(※5)

エ.記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(※6)の子

オ.記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎりです。)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎりです。

カ.イ.からエ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりです。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりです。

なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(※2)次のものは「受託品」に含まれません。

・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品

・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器

・義歯、義肢その他これらに準ずる物

・動物、植物

・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品

・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品

・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿

・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品

・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物

・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品

・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具

・データやプログラム等の無体物

・不動産(※7)、門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物

・漁具

・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 など

(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

(※4)支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

(※5)6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

(※6)これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(※7)畳、建具その他これらに類する物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。

(注)修理費および再調達に要する費用については、その被害にあっ

た財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

**<保険金をお支払いできない主な場合>**

- ①故意
  - ②戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等による損害
  - ③地震、噴火またはこれらによる津波
  - ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任
  - ⑤主として被保険者の職務のために使用される動産または不動産<sup>(※1)</sup>の所有、使用または管理に起因する賠償責任
  - ⑥被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
  - ⑦受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
  - ⑧心神喪失に起因する損害賠償責任
  - ⑨被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
  - ⑩航空機、船舶および自動車・原動機付き自転車等の車両<sup>(※2)</sup>、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
  - ⑪環境汚染に起因する損害賠償責任
  - ⑫受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害
  - ⑬受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害
    - ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
    - ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
    - ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
    - ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故
    - ・置き忘れ<sup>(※3)</sup>または紛失
    - ・詐欺または横領
    - ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み
    - ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など
- (※1) 不動産 住宅の一部が主として被保険者の職務のために使用される場合は、その部分を含みます。
- (※2) 次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。
- ア. 主たる原動力が人力であるもの
- イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート
- ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの
- (※3) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

**④事故がおきた場合の取扱い**

事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまでご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届けてください。保険金のご請求にあたっては、損保ジャパンが求めるものを提出してください。必要となる書類等その他詳細は、ご加入後にお届けする加入者証をご参照ください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類 事故状況報告書、	事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
④	損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

上記書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするまでに必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

**■示談交渉**

日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は

**ご加入に際して、特にご注意くださいこと  
(注意喚起情報のご説明)**

**①クーリングオフ**

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。ただし生命共済、傷害保障型共済もしくは新型火災共済の申し込みが取り消された場合は、この保険の申し込みは無効となります。

**②ご加入時における注意事項(告知義務等)**

ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。加入者(記名被保険者)には、告知事項について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。この保険では、他の保険契約等(個人賠償責任保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)の加入状況が告知事項となります。口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

**③ご加入後における留意事項**

住所等を変更された場合は、遅滞なくご加入の共済取扱団体までご連絡ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。団体から脱退される場合は、必ずご加入の共済取扱団体にお申し出ください。保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただきます。あらかじめご了承ください。

**<重大事由による解除等>**

保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力関

示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

など

⑤ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

⑥ 個人情報の取扱いについて

保険契約者(団体)および損保ジャパンは、本契約に関する

る個人情報を、相互に提供します。

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。以下の事項について、再度ご確認ください。ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと
- 加入依頼書の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- パンフレット表面に記載の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。
- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

複数の保険会社による共同保険契約の締結について

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社(幹事)	85.0%
東京海上日動火災保険株式会社	7.5%
三井住友海上火災保険株式会社	7.5%

<お問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)>

● 取扱代理店 損保ジャパンパートナーズ株式会社

個人賠償責任保険 専用デスク

〒330-0802 埼玉県さいたま市大宮区宮町1-38-1 KDX大宮ビル7階

TEL: 0120-080-581 (受付時間: 平日午前9時から午後5時まで)

● 引受幹事保険会社 損害保険ジャパン株式会社

募集文書作成部署 団体・公務開発部第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-5401 受付時間: 平日午前9時から午後5時まで

● 指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】 0570-022808 <通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。( <https://www.sonpo.or.jp/> )

● 相手方への賠償が必要な事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン株式会社の下記事故サポートセンターへご連絡ください。

ご自身のお怪我については補償の対象外です。

【事故サポートセンター】

個人賠償責任保険 事故サポートダイヤル

0120-257-931 (受付時間: 24時間365日) (音声アナウンス後①)

●おかけ間違いのないよう、電話番号をもう一度お確かめください。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については上記お問い合わせ先までご連絡ください。